

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、タケダ機械株式会社と称し、英文名では TAKEDA MACHINERY CO. , LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鍛圧機械、工作機械、器具の製造及び販売
- (2) 前号(1)に関連する部品、付属品の製造及び販売並びに仕入販売
- (3) 前号(1)(2)の修理、保守及び検査
- (4) 前号(1)の据付
- (5) 金型の仕入販売
- (6) 機械(部品加工、組立)の受託生産
- (7) 古物売買業
- (8) 上記に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を石川県能美市粟生町に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4,080,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（株主総会の招集）

当社の定時株主総会は毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 (員数)

当社の取締役は、8 名以内とする。

第 19 条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 20 条 (任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条 (取締役会の招集権者及び議長、招集通知)

取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位により、他の取締役がこれに代わる。

- 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第22条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第23条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第26条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第27条（員数）

当社の監査役は、4名以内とする。

第28条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第31条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第32条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

第35条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

第36条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第 37 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 年 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第 38 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第 7 章 会計監査人

第 39 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 40 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（附則）

第 1 条（株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置）

変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 16 条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずる。

- 2 前項にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

本定款の改正は、社長がこれを起案し、取締役会が承認の上、株主総会の決議による。

- 2 本定款は、1990 年 10 月 5 日より実施する。
- 3 本定款は、1992 年 8 月 27 日一部改正する。
- 4 本定款は、1994 年 8 月 30 日一部改正する。
- 5 本定款は、2001 年 8 月 31 日一部改正する。

- 6 本定款は、2002年8月29日一部改正する。
- 7 本定款は、2003年8月28日一部改正する。
- 8 本定款は、2006年8月29日一部改正する。
- 9 本定款は、2009年8月27日一部改正する。
- 10 本定款は、2014年8月28日一部改正する。
- 11 本定款は、2016年8月25日一部改正する。
- 12 本定款は、2017年8月29日一部改正する。
- 13 本定款は、2017年12月1日一部改正する。
- 14 本定款は、2022年8月25日一部改正する。